

平成18年9月13日(水)

照会先：内閣官房副長官補室 鷹合

電話03-3581-3495

FAX03-3581-5601

## 関係省庁新型インフルエンザ対応机上訓練の実施結果について

平成18年9月12日、関係省庁新型インフルエンザ対応机上訓練を実施し、また本日、鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議を開催したところ、その結果の概要は以下の通りでありますのでお知らせします。

### 記

#### 1 訓練の概要

9月12日午前10時、鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議が開催され、訓練開始が宣言された。会議出席者が各省庁に戻った午前10時30分から、内閣官房より、今回参加した鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の構成員である府省庁に対し、パンデミックフェーズの4から5で想定される新型インフルエンザ発生及び拡大状況とそれに伴って発生することが想定される状況を示すシナリオ(参考資料)、それらの状況に合わせた訓練課題(全ての府省庁に共通する全体課題7題、個別の府省庁に關係する個別課題40題)が送付された。

シナリオ及び訓練課題はほぼ1時間おきに6回送付され、おおむね規定時間内(2時間)に回答が返信され、特に大きな混乱はなく終了した。

翌13日16時、鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議が開催され、訓練に参加した各府省庁より今回の机上訓練の結果等について報告されるとともに、今後とも、関係省庁一体となった対策の取組みを進めていくことが確認された。

## 2 主な訓練の成果及び課題

- 各府省庁における情報共有体制及び意思決定過程が再確認されるとともに、各省連携の強化が図られた。
- 省庁間の机上訓練のみならず、自治体等を関与させた同様のフェーズにおける訓練の必要性が確認された。
- 今回の訓練により、どのような事態が発生するか多種多様であることが理解され、事前の準備の重要性が確認された。
- 今後さらなる訓練により、今次訓練にはなかった個別課題等に対する意思決定過程を確認することも重要である。
- 新型インフルエンザの発生に備えた各種マニュアルやガイドラインの更なる充実が必要。

(参考資料) 当日配布されたシナリオ

【当日配布シナリオ①】

日本時間	出来事 (注: 訓練用のシナリオです)
9月12日 9時	厚生労働省より内閣官房に対して、WHOがパンデミックフェーズをフェーズ4にあげる見込みであることを伝え、内閣官房より各省庁に対して、9月12日午前10時より関係省庁対策会議が開催される旨連絡があった。
9月12日 10時	<p>WHOは疫学調査の結果も踏まえ、ジュネーブ時間の午前3時(日本時間午前10時)に正式にパンデミックフェーズをフェーズ4にあげるとともに、エックス国現地時間9月13日8時(日本時間同日午前10時)よりインフルエンザパンデミック早期封じ込め作戦を実施することを決定した。</p> <p>早期封じ込め作戦を実施するにあたり、WHOが備蓄していた抗インフルエンザウイルス薬リン酸オセルタミビル(商品名:タミフル)をエックス国へ輸送することが決定されたが、時差の関係から、早期封じ込め作戦の実施時間に間に合わない可能性が出てきた。</p> <p>このため、WHOはASEAN事務局にある日本支援のタミフル50万人分を緊急的にエックス国へ搬送することを要請した。また、エックス国でのサーベイランスを強化するため、専門家派遣を各国へ要請した。</p> <p>国際獣疫事務局(OIE)と国際連合食糧農業機関(FAO)は共同でエックス国に専門家チームを派遣することとして、各国に対して専門家の派遣を要請した。</p>
9月12日 18時	WHOは、委員会を招集し、9月12日11時(日本時間同日18時)にエックス国のエム市内への不要不急の渡航の延期を勧告した。
9月13日 10時	エックス国現地時間9月13日8時より、エックス国とWHO/GOARNの国際対策チームは、エム市内にて早期封じ込め作戦を開始した。エム市のN地区を中心に半径5kmの範囲を封鎖し、一斉にリン酸オセルタミビルの投与を行った。国連チームが合流して、生活必要機材の供与も行われたので、大きな混乱は起こらなかった。

【当日配布シナリオ②】

日本時間	出来事 (注: 訓練用のシナリオです)
9月14日	WHOはワイ国S地域において、エックス国から帰国した人がインフルエンザ(H5N1)に感染していたことを発表。

9月17日	<p>WHOはワイ国S地域ではこれまでに3人のインフルエンザ(H5N1)患者が確定し、数名が同様の肺炎症状で入院されていると発表した。</p> <p>ワイ国保健省は、WHOに対して調査団の派遣の要請を行った。WHOはワイ国からの要請を受けて、専門家を派遣することを決定したが、すでにエックス国に対して多数の専門家を派遣していたため、ワイ国への派遣者が不足していたことから、WHO/GOARNによる緊急参集を試みた。</p> <p>エックス国N地区での動物の調査の結果、猫、馬、豚などで感染が確認された。</p>
9月18日	<p>WHOは9月14日にインフルエンザH5N1であることが確認された男性から分離されたウイルスが、エックス国のA氏夫人より分離されたウイルスと同一であると発表。</p>
9月21日	<p>WHOは疫学調査の結果を踏まえ、パンデミックフェーズを5に上げるべきかどうか、緊急電話会議を開催して検討を行った。</p>

【当日配布シナリオ③】

日本時間	出来事（注：訓練用のシナリオです）
9月22日	<p>ワイ国で確認されたインフルエンザ(H5N1)の患者は、新型インフルエンザの感染拡大によるものであると判断され、WHOはパンデミックフェーズをフェーズ5に上げるとともに、即座に、ワイ国、エックス国全域に渡航延期勧告を出した。</p> <p>ワイ国は、封じ込め作戦を実施するため、WHOに対してタミフルの供与を依頼した。しかし、WHOが備蓄しているタミフルの多くをエックス国に供与しており、ワイ国での封じ込め作戦のためのタミフルが不足していた。WHOは各国へタミフル供与を依頼した。</p> <p>ワイ国は以前より協力関係が強い日本に対して、日本国大使館を通して、タミフル、マスク等の個人防護具(PPE)の供与及び臨床の専門家の派遣について依頼した。</p>
9月24日	<p>九州の小倉港の海上に、エックス国からの密航者がいるとの通報があり、現場を確認した海上保安部から海上保安庁に指示を求めてきた。</p>

【当日配布シナリオ④】

日本時間	出来事（注：訓練用のシナリオです）
9月26日	<p>東北の海山県衛生部より、厚生労働省健康局結核感染症課に以下</p>

15 時	<p>の緊急連絡があった。</p> <p>40 歳男性の会社員が本日朝方、発熱及び呼吸困難により、救急車により最寄りの救急病院いろは病院に搬送され、医療機関での問診により、男性はワイ国に出張し帰国後に発症したことが確認されたことから、新型インフルエンザの感染を疑われ、いろは病院から保健所へ連絡があった。</p> <p>保健所は、新型インフルエンザ感染を疑い、検体を採取し、14 時に県衛生研究所に搬入し、現在検査中であり、検査結果は 20 時頃に出る予定。</p>
------	---

【当日配布シナリオ⑤】

日本時間	出来事（注：訓練用のシナリオです）
9 月 26 日 22 時	<p>海山県で発熱と呼吸困難を起こしていた患者はインフルエンザウイルス H5（N 亜型は不明）に感染していたことが判明した。</p> <p>患者は、いろは病院から県内の感染症指定医療機関である山川第一病院へ移送された。</p> <p>N 亜型の確定（H5N1 の検査）のため、国立感染症研究所に検体を送付することとしたが、時間短縮のため、翌朝、県衛生研究所職員が国立感染症研究所に持参するとの連絡が入った。</p> <p>海山県から厚生労働省に対して、疫学調査や臨床の専門家の派遣の要請があった。</p>
9 月 27 日	<p>国立感染症研究所に検体が到着し、検査を開始した。</p>
9 月 30 日	<p>国立感染症研究所による検査の結果、当該ウイルスが新型インフルエンザウイルス（H5N1）であることが確定された。</p>

【当日配布シナリオ⑥】

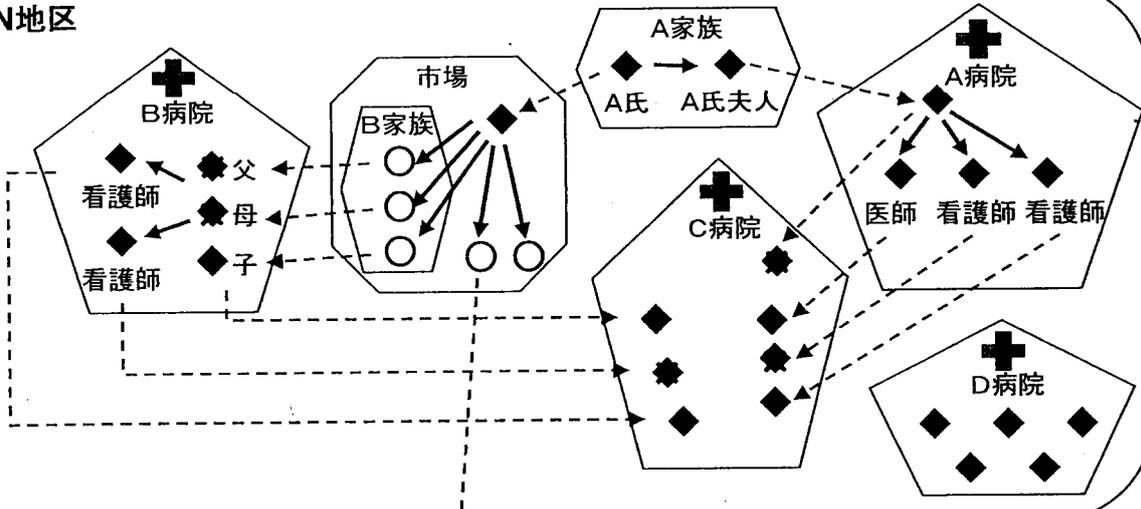
日本時間	出来事（注：訓練用のシナリオです）
9 月 29 日	<p>在エックス国日本国大使館を経由して、GOARN にて派遣されていた国立感染症研究所職員が発熱を来して、隔離され、その善後策を問い合わせる公電が届いた。</p> <p>同じ頃、エックス国エム市のエム国際空港では、エム市発成田着の航空便に発熱を隠して搭乗しようとしている人がいたが、この事実気が付くヒトはだれもいなかった。</p>

# 新型インフルエンザ感染の広がり

(事前配布及び当日配布シナリオにおける感染拡大状況)

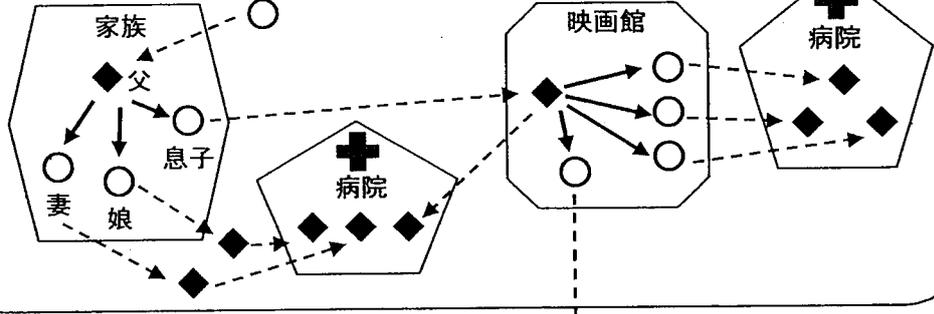
## エックス国

### N地区

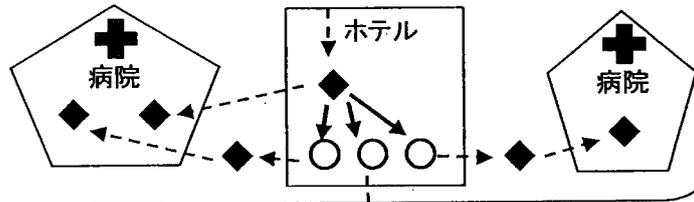


## ワイ国

### S地域

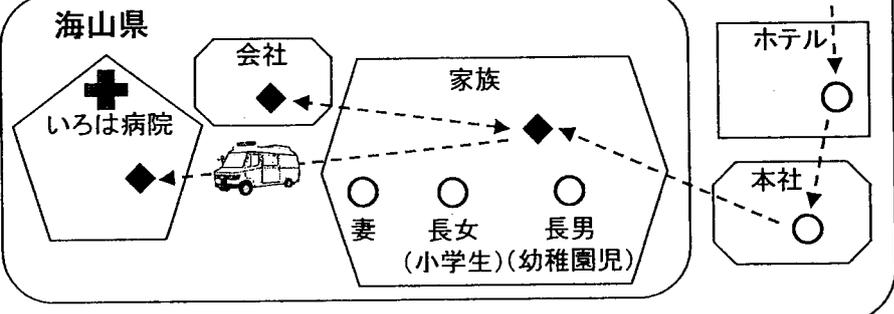


### T地域



## 日本

### 海山県



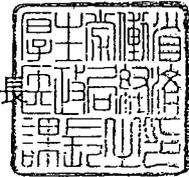
- 接触者
- ◆ 発症者
- ◆ 死亡者
- - - 個人の動き
- 感染の広がり



医政経発第 0911001 号  
健感発第 0911001 号  
平成 18 年 9 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長



厚生労働省健康局結核感染症課長



都道府県において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の放出方法について

新型インフルエンザ対策における抗インフルエンザウイルス薬については、「新型インフルエンザ対策について」（平成17年11月30日付け健発第1130001号厚生労働省健康局長通知）により、備蓄に努められるよう要請しているところである。

今般、新型インフルエンザのパンデミック時におけるリン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）の放出方法に関して、別添のとおり取りまとめたので参考にされたい。

なお、この内容については、社団法人日本医薬品卸業連合会と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

(別添)

都道府県において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の放出方法について

— 質疑応答集 —

1 政府備蓄と都道府県備蓄の放出の違いはありますか。

(答)

政府備蓄分は、①パンデミック初期における全国的な流通の底上げ、②新型インフルエンザ流行状況に応じた全国の流通調整を図るために放出することとし、都道府県備蓄分は、当該都道府県内の流行状況に応じて放出することとします。

2 都道府県において備蓄したタミフルの新型インフルエンザパンデミック時の放出先はどこですか。

(答)

都道府県の財政措置で購入したタミフルであり、当該都道府県内に限定した流通とすることを考慮することが必要なことから、当該都道府県内においてタミフルを取扱っている卸売業者を通じた放出が考えられます。

この場合、都道府県は、当該県内で購入を希望する卸売業者に対し、前年の当該県内でのタミフルの取扱いシェア\*等を踏まえ売り払うことが考えられます。

卸売業者から医療機関への納品については、通常流通タミフルと同様に医療機関からの注文に応じて納入することを想定しています。

\*前年のタミフルの取扱いシェアについては、製薬会社から情報提供可能であるということは製薬会社に確認済みです。

なお、この方法以外で関係者の合意のもとに行う方法がある場合には、それについて妨げるものではありません。

3 タミフルを卸売業者へ放出する場合の価格はどのように設定しますか。

(答)

都道府県から卸売業者への売却価格は、都道府県ごとに価格を一本化し、タミフルの購入時期や卸売業者によって売却価格の変動が生じないようにすることが望ましいです。

都道府県から卸売業者への売却価格の目安として、放出時におけるタミフルの薬価から算定する方法を次のとおりとします。

・(売却価格上限) = (放出時のタミフル薬価) × (1 - α\*)

\*αは、卸平均の販売費・一般管理費(前年度実績を使用することとする。なお、全国平均で言えば、平成16年度の卸の販売費・一般管理費は約7.5%である。)、パンデミック時特有の流通のコスト(頻回配送)及び消費税分の費用を勘案する。

この売却価格の設定により、卸売業者から医療機関へ納入する価格は限りなく薬価に近づくことが想定されますが、最終納入価格は卸売業者各社が決めることとなります。